

# 平成29年度予算を可決

第2回定例会 3月10日～24日

## 予算総額77億5,190万円

### 主な予算の使われ方

#### <一般会計>

- ・地域おこし協力隊事業 5,625万9千円  
現隊員9人、新規4人予定
- ・ふるさと納税推進経費 6,742万7千円  
ふるさと納税報償費（返礼品）、基金積立金等
- ・まちなか再生とまちの賑わい創出事業 3,467万5千円  
空き家等利活用事業等
- ・再生可能エネルギーの利活用推進事業 6,600万円  
津別町森林現況解析業務等
- ・障害者総合支援事業経費 2億3,829万9千円  
介護給付費・訓練等給付費、障害児給付費等
- ・子ども・子育て支援事業 1億2,848万6千円  
認定こども園での一時預かり、運営費、給食費等
- ・一般廃棄物最終処分場施設整備事業 3,897万5千円  
調査測量設計業務等
- ・一般廃棄物最終処分場管理経費 4,590万9千円  
最終処分場の施設管理にかかる経費等
- ・国営農地再編整備事業推進事業 7,735万3千円  
農業経営高度化支援事業等
- ・町有林整備事業 6,407万円  
施業計画に基づく造林、保育、間伐事業等
- ・道路橋梁維持管理経費 1億2,508万4千円  
町道等維持管理業務にかかる経費等
- ・町営住宅等建設整備事業 6,369万3千円  
相生団地建設工事、既存建築物解体工事等
- ・津別高校振興対策事業 3,121万9千円  
公営塾運営業務委託料、バス通学費補助等
- ・トレーニングセンター施設整備事業 5,213万3千円  
トレーニング室増築工事設計業務及び増築工事

#### <下水道会計>

- ・管渠等施設整備事業（補助） 1億3,044万円  
下水道管理センターストックマネジメント計画策定業務等

3月定例会は10日に開会し、条例の制定、改正、廃止、補正予算など22件の議案を審議し原案どおり可決、13日は新年度予算の説明をし、20日まで議案審議のため休会しました。21日は5議員が一般質問を行い、22日からは29年度各会計の予算6件、発議3件の質疑と審議を行い、原案どおり可決、報告1件を了承し、24日に閉会しました。

●同意	2件
●条例の制定	2件
●条例の一部改正	6件
●条例の全部改正	1件
●条例の廃止	1件
●規約の変更	1件
●指定管理者の指定	3件
●補正予算	6件
●新年度予算	6件
●発議	3件
●報告	1件



最終処分場の様子（昨年9月）

田村昌文さん（置戸町）の選任に同意しました。

オホーツク町村公平  
委員会委員の選任

人事

巴山渡高乃 小篠村佐  
内邊橋村林原田藤  
光直吉教眞稚子義哉  
政彬樹剛春行

複合庁舎建設等まちなか再生についての事項に関する調査、研究するため、議長を除く議員全員で構成する「複合庁舎建設等調査特別委員会」を設置しました。委員は次の9人で構成されます。

複合庁舎建設等調査特別委員会を設置

## 農業委員会委員の選任

農業委員会委員に次の11人の方を選任することに同意しました。

### ・農業委員会委員

迫田 和男さん	(大昭)
西原 芳明さん	(恩根)
細川 幹生さん	(高台)
巴 敏博さん	(豊永)
石橋 利明さん	(沼沢)
田原 賢二さん	(達美)
近藤 雅浩さん	(活汲)
嶋田 治仁さん	(大昭)
山田 伸二さん	(活汲)
上野 安男さん	(豊永)
佐野 多希子さん	(上里)

## 空家等対策協議会設置 条例の制定

### 条例

防犯、防災、景観等の住民の生活環境を保全し、魅力あるまちづくり推進に寄与することを目的として空家等の適切な管理及び活用の促進を図るため、町及び所有者等の責務を明らかにするとともに、

空家等対策の推進に関する特別措置法の規定に基づく空家等の対策の実施について、必要な事項を定めました。



緑町熱供給施設（ボイラー室）

當に関する法律の改正により定数外となつた教育長分、本年4月より業務委託する機動職員分等の計13人を削減する改正をしました。

## 町税条例等の一部改正

消費税の導入が平成31年10月1日まで延期されたことにによる地方税法の一部を改正する法律の制定に伴い、条例を改正しました。

## 起業等振興促進条例 の一部改正

今後、地域資源を活用した再生エネルギー政策推進における運用していくため、行政財産として熱供給施設の設置条例を設け、施設の管理について規定しました。

この条例の制定に伴い、町営住宅と特定公共賃貸住宅の管理条例から集会所の規定を削る一部改正をしました。

## 職員の定数条例 の一部改正

地方教育行政の組織及び運

の所得指標である合計所得金額から、長期譲渡所得及び短期譲渡所得に係る特別控除額を控除した額を用いることができることとする特例条項を加える改正をしました。

## 地域包括支援センター 条例の一部改正

介護保険法の一部改正に伴い、社会保障充実分として事業が新たに追加されたことにより、地域包括支援センターの実施事業に変更が生じたため、所要の改正をしました。

## 介護保険条例の一部改正

平成29年度における第1号被保険者の介護保険料の段階の判定に関する基準に、現行

## 水道事業給水条例等 の一部改正

上水道事業と簡易水道事業が統合することにより、簡易水道事業認可となるため、上水道設置条例を廃止し、簡易水道事業の設置条例を全部改正しました。

## 火葬場使用料交付に関する 条例の廃止

美幌・津別広域事務組合で管理条例を制定していることから、構成町での規定は必要ないため廃止しました。

## オホーツク町村公平 委員会規約の変更

平成29年4月1日から共同設置地方公共団体長が清里町長から大空町長に変更となつたことから、規約を一部変更しました。

## 公の施設に係る 指定管理者の指定

次の3件（4施設）について、期間を平成29年4月1日から平成32年3月31日まで指定しました。

- 相生総合交流ターミナル施設
- 株式会社 相生振興公社
- 津別町農業協同組合
- 堆肥製造施設
- 21世紀の森キャンプ場・グレスデンスキー場
- 株式会社 津別町振興公社